

市街化調整区域における受益者分担金制度の検討

目次

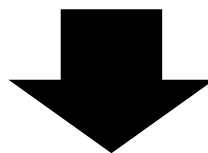
1	受益者分担金（負担金）制度とは	・ ・ ・	2
2	受益者分担金（負担金）制度の概要	・ ・ ・	3
3	近隣市町の受益者負担金及び受益者分担金の状況	・ ・ ・	5
4	日進市の制度について	・ ・ ・	7
5	都市計画税について	・ ・ ・	9
6	日進市からの提案について	・ ・ ・	1 1

1 受益者分担金（負担金）制度とは

下水道が整備されると…

【	地域環境が改善
	利便性・快適性が向上

その一方で下水道の建設には、膨大な費用が必要となるが、下水道が整備された地域のみ、限定的な恩恵となる。



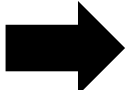
下水道の整備によって恩恵を受ける方々から、下水道の整備に掛かる費用の一部を負担してもらおう制度として、受益者分担金（負担金）制度がある。

2 受益者分担金（負担金）制度の概要

（1）法的根拠

① 受益者負担金  都市計画法第75条

都市計画事業により利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

② 受益者分担金  地方自治法第224条

当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

（2）受益者の範囲

受益者は、公共下水道により下水を排除できる地域の土地所有者。地上権、質権、賃借権などの権利の目的となっている土地は、所有者と権利者が相談して決定。

(3) 国の方針・受益者負担金に関する提言

① 国の方針

【昭和40年10月建設省 通達】

受益者負担金の総額を建設事業費の $1/5 \sim 1/3$ とすべき

【平成26年8月総務省 技術的な助言】

全事業費の5%程度を徴収し事業へ充当

② 受益者負担金に関する提言（下水道財政研究委員会提言）

第1次委員会 賦課額は、事業費の $1/3 \sim 1/5$ 程度

第3次委員会 受益が現実化する末端管渠の整備との関連を
配慮することが必要

第4次委員会 例えば建設費の末端管渠整備費相当額を目途
とすることなどが適当

3 近隣市町の受益者負担金及び受益者分担金の状況

平成27年度に豊明市が実施した調査結果を元に、近隣市町と受益者分担金を賦課している市町に聞き取り調査を実施。

(1) 受益者負担金(市街化区域)及び受益者分担金(市街化調整区域)の算定式について(回答数13)

- 同じ算定式を採用 6市/13市
- 一部異なる算定式を採用 6市/13市
- まったく異なる算定式を採用 1市/13市

(2) 受益者分担金に都市計画税を加味しているか(回答数12)

- 加味していない 9市/12市
- 加味している 3市/12市

(3) その他（担当者のコメント）


① 受益者負担金・受益者分担金で差が出た理由

- 市街化調整区域は、市街化区域に比べ取付管工事対象件数、賦課対象面積が少ないため、1戸当たりの負担金単価が高くなる。

② 受益者負担金・受益者分担金で算定式を変えた理由

- 市街化調整区域は、宅地と判断が難しい筆もあることから、取付管1本あたりの算定にした。
- 同じ算定方法だと受益者負担金（市街化区域）と比較して受益者分担金（市街化調整区域）の方が極端に高額となるため。

4 日進市の制度について

下水道へ接続する費用  取付管設置工事の費用を負担
(下水道条例第8条)

《 現行制度の概略 》

単価	本管と同時施工	取付管 1 本 99,900 円 (φ100mm) 120,300 円 (φ150mm)
	供用開始後施工	取付管 1 本 199,000 円 (φ100mm) 223,600 円 (φ150mm)
徴収時期	本管と同時施工	下水道本管工事施工前の指定日までに
	供用開始後施工	取付管設置位置申請時

下水道整備費 (末端管渠である取付管) の一部を負担


受益者負担金制度の一つ

(1) 取付管設置工事費徴収制度を採用した理由

下水道条例を制定する際に、受益者負担金の徴収方法について検討を行った結果、以下の理由から有利と判断し、採用が決定。

- ① 工事費の実費徴収となり、積算根拠が明確である。
- ② 水道事業に類似した方法が受け入れやすい。
- ③ 現実に即した工事費スライド、半永続的な徴収及び一括前納制度による事務の簡素化等により、収益性に富む効果的な財源確保が可能である。
- ④ 一括前納制度であり、事務の合理化・簡素化が可能である。

(2) 現在の事務における状況

供用開始区域内での普及率は 93.8% (平成28年4月1日)

- ① 滞納が無く、不納欠損が発生しない。
- ② 下水道接続時に工事費を負担するため、理解が得られやすい。
- ③ 申請制度により徴収事務が無いため事務が合理的で簡素である。

5 都市計画税について

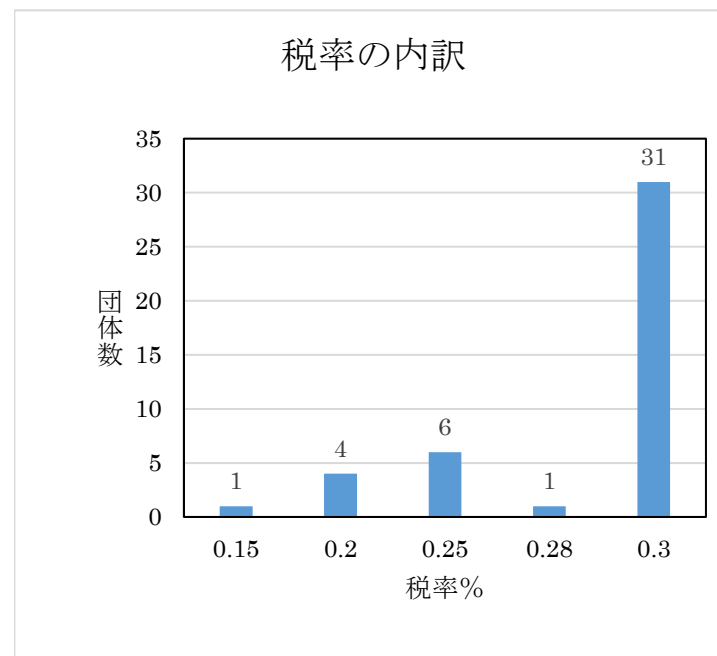
(1) 都市計画税とは

主に都市計画事業に要する費用に使われる目的税で、市街化区域内の土地及び家屋に対して課税。

(2) 県内の状況

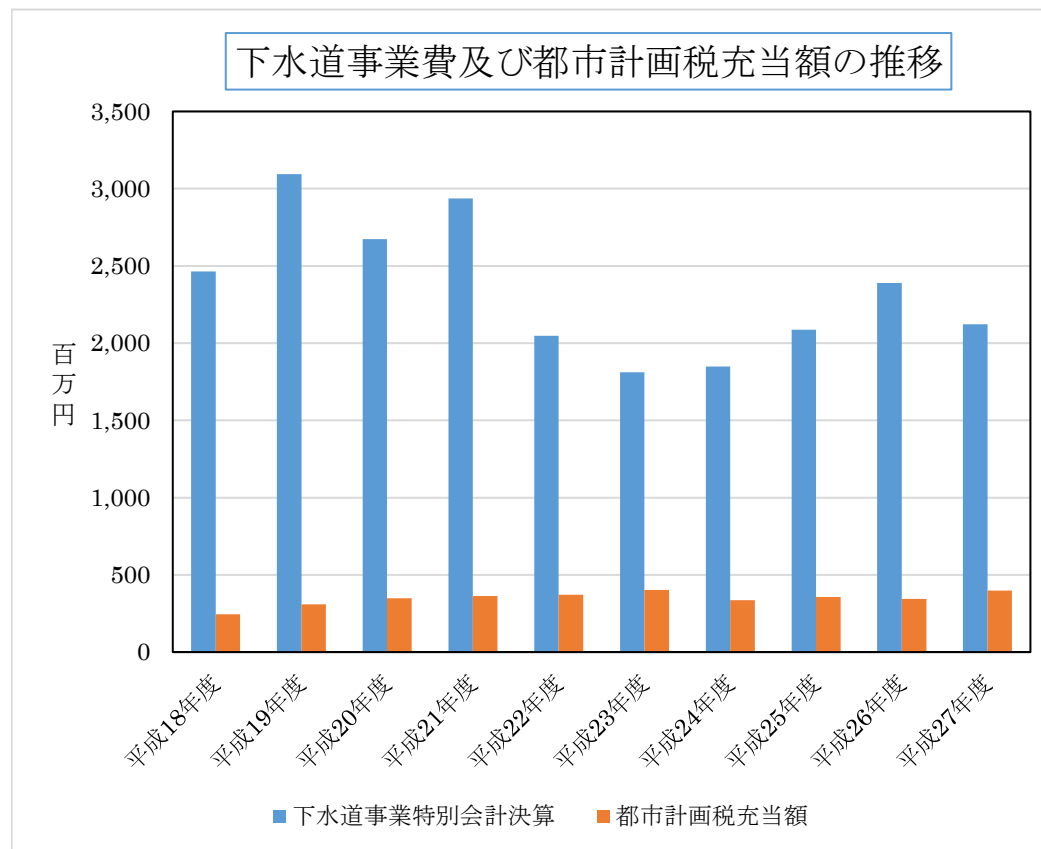
県内で都市計画税を課税している団体は、日進市も含めて43団体。地方税法（第702条の4）で上限税率0.3%となっているが日進市の税率は、0.15%。

なお、9団体が市街化調整区域でも課税できると条例で定めており、1団体が課税。



(3) 日進市の下水道事業に対する都市計画税の充当

過去10年間の下水道事業への都市計画税の充当額の推移は、グラフのとおり。



6 日進市からの提案について

日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会設置条例第2条
〔 委員会は、下水道事業受益者分担金に係る制度の作成
及び変更並びに実施に関する審議を行う 〕

(1) 市街化調整区域の受益者分担金制度（案）について

市街化区域と同様に取付管設置工事費徴収制度の採用を提案。

取付管設置工事費徴収制度を採用するメリットとしては、以下のとおり。

- ①一括前納で工事費が納入されることで、滞納及び分割納入が無くなり、費用収入が安定するとともに合理化・簡素化した事務が可能となる。
- ②下水道接続時の負担となるため、受益者の支払い理由が明確となり、支払いに対する理解が得られやすい。

- ③ 下水道接続者のみが負担する制度のため、下水道の使用者・未使用者間で費用負担に対する公平性を担保できる。
- ④ 接続する取付管に応じて負担金額を設定するため、工事費に対する負担の公平性を担保できる。
- ⑤ 市街化区域と同じ制度を採用することで、既整備地区との整合性が取れ、制度に対する市内での公平性を担保できる。
- ⑥ 蓄積された制度運用のノウハウが活用できる。

(2) 算定の基本方針（案）について

- ① 市街化区域と分けて、市街化調整区域のみで算定。
本管同時施工、供用開始後施工に分けて、工事費を算定。
- ② 取付管の新設等に要する費用の全部を徴収。

(3) 都市計画税の不公平感について

市街化区域での都市計画税の賦課及び下水道事業への充当が、不公平感の原因。

しかし…

- ①日進市では、都市計画税を制限税率の2分の1まで引き下げ。
- ②市街化区域は、公共施設が整備されているなど、市街化調整区域に対する優位性は一般的に高い。
- ③下水道整備は、市街化区域から先行して整備している。
- ④下水道整備予定の市街化調整区域に市街化区域と同等な負担を求めることは、過度な負担となる。
- ⑤近隣市町では、受益者分担金(市街化調整区域)に都市計画税を加味していない。



都市計画税の不公平感が存在することは理解することができるが、市街化調整区域における受益者分担金に、都市計画税相当額の負担を求めることは、過度な負担となることから、都市計画税相当額の負担を求めない。

ただし、市街化調整区域の単価は、他の自治体と同様に応分の負担を求めることが望ましい。